

令和8年4月1日適用

1 趣旨

この要領は、高知市上下水道局が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）における事後審査型制限付き一般競争入札の実施手続きに関し、高知市上下水道事業契約規程（昭和47年水道局規程第2号）により準用する高知市契約規則（昭和40年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「事後審査型制限付き一般競争入札」とは、次項に規定する建設工事等における一般競争入札において、開札後に入札資格要件等の確認審査を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

3 対象建設工事等

(1) この要領の対象となる建設工事等は、次に該当するものとする。ただし、事後審査型制限付き一般競争入札により難しい場合はこの限りでない。

ア 請負対象金額が200万円を超える建設工事（土木一式工事にあつては、請負対象金額が500万円以上）

イ 委託対象金額が100万円以上の建設工事に係る委託業務

(2) 建設工事等の特性等により、必要があると認めるときは、前号の適用範囲に関わらず、この要領が適用できるものとする。

4 入札参加資格要件等

事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な要件等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者

(2) 高知市上下水道局の建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者

(3) 公告日から開札日の間において、高知市上下水道局から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、高知市上下水道局の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申し立てがなされなかったものとみなす。

(5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者

(6) 入札に参加を希望する者の間の関係が、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 資本関係が、以下のいずれかに該当する二者でないこと

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係が、以下のいずれかに該当する二者でないこと。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下

同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合は、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係でないこと。

(7) 当該発注工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

(8) 公告時において現に有する手持ち工事(一般競争入札に付そうとしている工事(以下「発注工事」という。))と同一工種であつて、高知市上下水道局と競争入札により請負契約を締結している建設工事。なお、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15パーセント以上のものを対象とする。)の状況において次のいずれにも該当していない者
ただし、総合評価落札方式においては、公告により定めるものとする。

ア 当該年度に競争入札により高知市上下水道局と請負契約を締結した当初請負契約金額2千万円以上の建設工事のうち、落札決定の日から竣工検査合格日までの期間中であるものを有している者。また、事後審査型制限付き一般競争入札により落札候補者となった契約予定金額2千万円以上の建設工事にかかる場合も同様とする。ただし、公告文等により手持ち工事扱いとしない旨の記載がある場合は除く。

イ 前年度に競争入札により請負契約を締結した当初請負契約金額2千万円以上の建設工事で前年度末日時点での契約工期の2分の1を経過していない建設工事を有している者。ただし、公告文等により手持ち工事扱いとしない旨の記載がある場合は除く。

ウ 当該年度に指名競争入札により請負契約を締結した建設工事のうち落札決定の日から竣工検査合格日までの期間中であるもので当初請負契約金額の総額が次のいずれかに該当している者

(ア) 高知市内に主たる営業所を有する建設業者(以下「市内建設業者」という。)については、公告日時点の格付に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経審結果通知書」という。)の2年(又は3年)平均完成工事高を超えている者。市内建設業者以外の業者(以下「市外建設業者」という。)については、公告日時点に有する入札参加資格の資格審査のために申請した入札参加資格申請書に添付した経審結果通知書の2年(又は3年)平均完成工事高を超えている者

(イ) 2千万円を超えている者

(9) 高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者又は高知市上下水道局の建設工事一般競争(指名競

争) 入札参加資格者同士が合併し新たな有資格者となった者については、前号の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

ア 当該年度又は前年度において発注工事と同一工種について高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者については、前号ア及びイに関しては合わせて1件、前号ウ(イ)に関しては4千万円以内であれば手持ち工事を有していないものとみなす。

イ 当該年度又は前年度において高知市上下水道局の建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格者同士が合併し新たな有資格者となった者については、合併前の両者がともに高知市上下水道局の入札参加資格を有していた工種に限り、前号ア及びイに関しては合わせて1件、前号ウ(イ)に関しては4千万円以内であれば手持ち工事を有していないものとみなす。

ウ ア及びイの規定の両方に該当する者は、重複して適用することができる。

(10) 一般競争に付そうとする建設工事等と同一工種(業種)の種別毎の評定点について、前年度の評定点の平均の値及び前々年度の評定点の平均の値が次に該当しない者。

ア 建設工事 いずれも63点未満である者

イ 建設工事に係る委託業務のうち土木設計等委託業務 いずれも58点未満である者

ウ 建設工事に係る委託業務のうち建築設計業務 いずれも63点未満である者

(11) 前各号の規定に掲げるほか、設計金額、建設工事等の特性によっては、必要な要件を付することができるものとする。また、当該工種(業種)の発注状況等を勘案し、必要と認められる場合は、発注工事(業務)毎に手持ち工事(業務)の状況等の制限を設定することができるものとする。

(12) 建設工事においては、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の有効期間(経営事項審査の審査基準日から1年7か月)を経過していないこと。

5 建設工事等毎に付する要件

前項第11号に掲げる設計金額、建設工事等の特性によって付する必要な要件等については、特別な定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 格付等級

高知市内に主たる営業所(本社)を有する者を対象とする建設工事においては、原則として、別表の当該発注工事の請負対象金額(税込)に見合う公告日時点での格付等級とする。

(2) 施工(業務)実績

公告日の属する年度又は前年度以前の15か年度の間に発注者(国又は地方公共団体等とする。)から直接請負いし、完成し、引き渡した建設工事等(ただし、共同企業体による施工(履行)の場合は、当該共同企業体への出資比率が15パーセント以上の受注案件に限るものとし、実績請負金額は出資比率により按分した金額とする。)の施工(履行)実績とする。

(3) 配置予定技術者の資格等

ア 公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であることとし、入札資格要件等の審査後、契約締結時に提出する現場代理人・技術者届又は管理技術者(工事監理者)・照査技術者届にて配置した技術者の変更は原則として認めない。

イ 建設業法第26条第3項の規定により主任技術者又は監理技術者が工事現場に専任すべき建設工事に係る配置予定技術者は、許可業種の別に関係なく、同法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定するいわゆる経營業務の管理責任者又は同法第7条第2号若しくは第15条第2号に規定する営業所の専任の技術者となっていない者であること。

ウ 建設工事において監理技術者として配置する者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(4) 配置予定技術者の従事経験

公告日の属する年度又は前年度以前の15か年度の間に、発注者(国又は地方公共団体等とする。)から直接請負いし、完成し、引き渡した建設工事等に、建設工事の場合は、現場代理人又は技術者(主任技術者若しくは監理技術者)として、建設工事に係る委託業務の場合は、管理技術者又は照査技術者として、当該建設工事等の工期又は履行期間の2分の1の期間を超えて従事した経験とする。

(5) 年間平均完成工事高

公告日時点に有する入札参加資格の資格審査のために申請した入札参加資格審査申請書に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における当該発注工事と同一工種の2年（又は3年）平均完成工事高の数値とする。

6 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧は、次のとおり行うものとする。

(1) 設計図書の閲覧

- ア 場所 高知市上下水道局3階企画財務課
- イ 期間 公告日から入札書提出期限まで

(2) 電子データでの閲覧

- ア 場所 高知市上下水道局企画財務課ホームページ
- イ 期間 公告日から開札日まで

7 入札方法等

(1) 入札参加手続

入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。ただし、総合評価落札方式においては、公告に定めるところにより、提出期限までに申請書等を提出するものとする。

(2) 入札方法

入札方法は公告に定めることとし、高知市上下水道局郵便入札実施要領（平成18年9月20日制定）に定める入札書郵送方式による郵便入札（以下「郵便入札」という。）又は高知市上下水道局電子入札運用基準（平成29年9月1日制定）に定める高知市（以下「市」という。）が設置する電子入札システムを使用して行う契約に係る事務（以下「電子入札」という。）のいずれかの方法で次に掲げるとおり行う。

ア 郵便入札

(ア) 郵送書類

- a 入札書（入札者の記名及び押印（押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。）
- b 工事費内訳書（所定の様式により、入札額に対応した金額を記載し、入札者の記名をすること。建設工事に係る委託業務については不要とする。）

(イ) 郵送方法

- a 入札書及び工事費内訳書を封筒に入れて封かんし、当該封筒（以下「内封筒」という。）の表には、工事（業務）名、開札日及び入札者の氏名（法人にあっては、名称及び入札する権限を有する者の職名及び氏名。以下同じ。）を明記すること。
- b 郵送に当たっては、前号の内封筒を封筒に入れて封かんし、当該封筒には、工事（業務）名、開札日、入札者の住所（法人にあっては、所在地）、氏名及び入札書類在中並びに親展の文字を明記すること。
- c 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによること。

(ウ) 郵送宛先

郵便番号 780-8691
日本郵便株式会社高知中央郵便局 私書箱第20号
高知市上下水道局企画財務課

(エ) 開札場所

高知市上下水道局3階入札室

(オ) 立会人

原則として入札参加者のうち、別途指名された3名（3名未満の場合は全員）が開札に立会うものとする。

イ 電子入札

(ア) 提出書類

- a 入札書（市が設置する電子入札システムに入札金額を登録する方法で入札を行うことと。）
- b 工事費内訳書（所定の様式に入札者及び入札額に対応した金額を入力し、高知市上下水道局電子入札運用基準により電子ファイル化した上で添付すること。その際、入札者の押

印は不要とする。また、建設工事に係る委託業務については不要とする。)

- (イ) 提出方法 市が設置する電子入札システムを使用すること。
- (ウ) 開札場所 高知市上下水道局 3 階企画財務課
- (エ) 立会人 原則として入札者の立会を行わないものとする。

8 入札条件等

- (1) 高知市上下水道事業契約規程により準用する高知市契約規則第 8 条の規定により、入札保証金は、免除する。
- (2) 入札の回数は、初度の入札を含め 3 回とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。
- (4) 高知市上下水道事業契約規程により準用する高知市契約規則第 20 条の規定に該当する入札は無効とする。
- (5) 公告に示した資格要件を満たさない者が入札を行った場合、当該入札を行った者は失格とする。ただし、資格要件の審査は、開札後に落札候補者についてのみ行う。
- (6) 建設工事について、工事費内訳書を提出せずに（郵便入札において工事費内訳書が内封筒に入れ封かんされていない場合も含む。）入札を行った者は失格とする。
- (7) 郵便入札において内封筒に工事（業務）名又は入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなす。

9 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とし、その者から徴した入札資格要件確認書類の審査の結果、入札資格要件を満たしている場合には当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合には当該落札候補者を失格とする。

総合評価落札方式においては、施工計画の評価を除き、申請時の自己評価点により仮の評価を行う。入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ仮の評価に基づき算出した評価値が最も高い者を落札候補者とし、その者から徴した入札資格要件確認書類の審査の結果、入札資格要件を満たし、かつ評価値が最も高いことが認められた場合には当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合には当該落札候補者を失格とする。なお、自己評価点を誤って申請したことが判明した場合に、申請時の自己評価点に加点する補正は行わず、減点がある場合のみ補正を行う。

また、施工体制評価又は低入札価格調査に該当する場合には、その評価又は調査を行った後に落札者を決定する。

- (2) 前号に定める審査は、適格者を確認し落札者が決定するまで、次順位者から順次行うものとする。
- (3) 第 1 号に定める落札候補者が 2 者以上あるときの資格要件の審査を行う順序の決定方法は郵便入札においては当該入札の立会人にくじを引かせ、電子入札においては電子くじによるものとする。

10 入札資格要件等の審査

入札資格要件等の審査を通知された落札候補者は、次により、入札資格要件等の審査を受けなければならない。なお、提出期限までに入札資格要件確認書等を提出しないときは、当該落札候補者を失格とする。

- (1) 提出書類 入札資格要件確認書
- (2) 提出期限 提出を求められた日から起算して 2 日以内（高知市の休日を定める条例（平成元年 4 月 1 日市条例第 21 号）に規定する休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）
- (3) 提出場所 高知市上下水道局 3 階企画財務課

(4) 提出方法 持参、FAX又はメールによること（郵送は認めない。）。

11 入札資格要件等審査結果の通知等

- (1) 入札資格要件確認書等が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定し、通知する。ただし、低入札価格調査を実施する場合はこの限りではない。
- (2) 落札候補者に係る事後審査の結果、落札者と認められなかった者には、その旨を書面で通知する。落札者と認められなかった旨の通知を受けたものは通知を受けた日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に、その理由を書面で問い合わせることができる。

12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、高知市上下水道事業管理者が別に定める。

別表

工 種	請負対象金額(税込)	対象等級	備 考
土木一式	1 億円以上	A	
	8,000 万円以上 1 億円未満	A 又は B	B 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	6,000 万円以上 8,000 万円未満	B 又は A	
	5,000 万円以上 6,000 万円未満	B	
	3,000 万円以上 5,000 万円未満	B 又は C	C 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	2,000 万円以上 3,000 万円未満	C 又は B	
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	C 又は D	D 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	500 万円以上 1,000 万円未満	D 又は C	
建築一式	1 億円以上	A	
	8,000 万円以上 1 億円未満	A 又は B	B 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	6,000 万円以上 8,000 万円未満	B 又は A	
	5,000 万円以上 6,000 万円未満	B	
	3,000 万円以上 5,000 万円未満	B 又は C	C 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	2,000 万円以上 3,000 万円未満	C 又は B	
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	C 又は D	D 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	200 万円を超え 1,000 万円未満	D 又は C	
電気・管	5,000 万円以上	A	
	3,000 万円以上 5,000 万円未満	A 又は B	B 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	2,000 万円以上 3,000 万円未満	B 又は A	
	1,500 万円以上 2,000 万円未満	B 又は C	C 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	1,000 万円以上 1,500 万円未満	C 又は B	
	500 万円以上 1,000 万円未満	C 又は D	D 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	200 万円を超え 500 万円未満	D 又は C	
給配水 又は 配水管	8,000 万円以上	A	
	3,000 万円以上 8,000 万円未満	B 又は A	
	1,000 万円以上 3,000 万円未満	C、B 又は A	
	200 万円を超え 1,000 万円未満	D、C、B 又は A	
舗装	3,000 万円以上	A	
	2,000 万円以上 3,000 万円未満	A 又は B	B 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	B 又は A	
	500 万円以上 1,000 万円未満	C、B、A 又は D	D 級は、完成工事高が請負対象金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
	200 万円を超え 500 万円未満	D、C、B 又は A	

塗装・防水 (土木系 工事を除 く)	5,000 万円以上	A	
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	A 又は B	B 級は、完成工事高が請負対象金額 (税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの) 以上
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	B、A 又は C	C 級は、完成工事高が請負対象金額 (税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの) 以上
	500 万円以上 1,000 万円未満	C、B 又は D	D 級は、完成工事高が請負対象金額 (税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの) 以上
	200 万円を超え 500 万円未満	D 又は C	
その他	5,000 万円以上	A	
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	A 又は B	B 級は、完成工事高が請負対象金額 (税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの) 以上
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	B、A 又は C	C 級は、完成工事高が請負対象金額 (税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの) 以上
	500 万円以上 1,000 万円未満	C、B、A 又は D	D 級は、完成工事高が請負対象金額 (税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの) 以上
	200 万円を超え 500 万円未満	D、C、B 又は A	

※別表中の「完成工事高」とは、公告日時点の格付にかかる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における発注工種の 2 年 (又は 3 年) 平均完成工事高